

## ソルベンシー・マージン比率の短期的な見直しに係る規則及び告示改正案の概要

### I. 経緯

保険会社のソルベンシー・マージン比率（以下「SM比率」）に関しましては、平成20年2月にリスク係数の厳格化等を内容とします「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」を公表・意見募集を実施しましたが、その後、20年10月の大和生命の破綻や同年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえまして、更なる見直しを行い、平成21年8月にマージン算入の厳格化等を新たに盛り込みました「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」（以下「改定骨子（案）」）を公表・意見募集を実施しました。今般、この結果をもとに規則及び告示改正案を策定しました。

### II. 改正案の主な内容

#### 1. SM比率の分子であるマージン算入の厳格化

- ① 保険料積立金等余剰部分のマージンの算入制限の導入
- ② 繰越欠損金等に係る繰延税金資産の算入制限の導入（新設会社を除く）等

#### 2. SM比率の分母であるリスク計測の厳格化及び精緻化

- ① 各リスク係数の信頼水準の引き上げ（90%→95%）
- ② 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
- ③ 地震災害リスクを各社毎のリスクモデルの VaR99.5%によるリスク相当額として算出（現行は全社一律で VaR99.5%により算出。）
- ④ 価格変動等リスクにおける分散投資効果を、各社の資産構成割合に基づき算出（現行は、生保30%、損保20%で一律）
- ⑤ ヘッジ取引によるリスク削減効果についてはヘッジ効果が有効なものに限定
- ⑥ 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引にかかる信用スプレッドリスクの創設、金融保証保険のリスク係数の厳格化

#### 3. その他

- SM比率の適正な算出について、保険計理人の確認事項に追加

### III. 実施時期等

- 平成23年 3月末 新基準を参考指標として開示
- 平成24年 3月末 新基準を早期是正措置の指標として使用